

指導資料

鹿児島県総合教育センター

生徒指導 第54号

- 小,中,高,特別支援学校対象 -
平成19年10月発行

規範意識の向上を図る生徒指導の進め方

近年、いじめや暴力行為、薬物乱用、性非行などの問題は社会的にも緊要な課題となっている。また、学級集団の規律が乱れ、学級経営がうまくいかないといった事例も発生しており、これらの背景には児童生徒の規範意識の低下等の問題が指摘されている。

このような状況を受け、学校には、児童生徒の実態を踏まえた上で、家庭及び地域社会と連携しながら児童生徒の規範意識の向上を図る取組が求められている。

そこで、本稿では、規範意識の向上を図る生徒指導の進め方について述べる。

1 実態調査結果から

図1は、当教育センターが、本県の児童生徒を対象に、規範意識に関する状況を調べたもので、各項目について、「いけないと思う」程度を示したものである。各学年の値は、(4:とてもいけないと思う 3:いけないと思う 2:あまりいけないと思わない 1:いけないと思わない)による回答の平均値である。全体的に、学年が進むにしたがって規範意識が低下していることが分かる。

また、項目別に見ると、「万引き」、

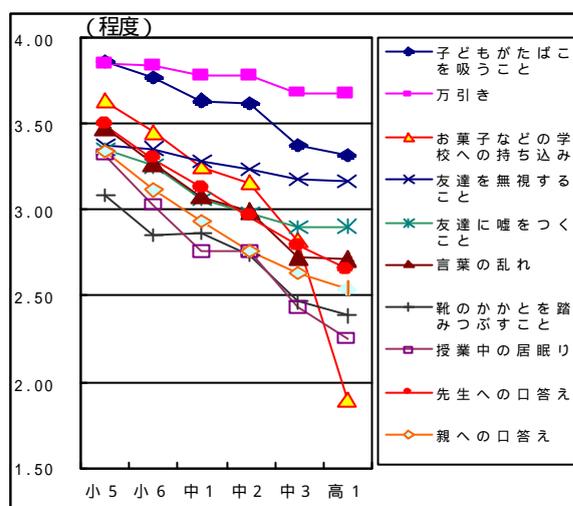


図1 規範意識に関する状況 (どのくらいいけないと思うか)

調査時期：平成18年9月下旬～10月上旬
調査対象：小学5年生599人、小学6年生615人、
中学1年生487人、中学2年生484人、中学3年生475人、高校1年生513人、計3,173人

「子どもがたばこを吸うこと」などの社会のきまりについては、いけないと思う割合が高いが、「言葉の乱れ」、「先生への口答え」、「靴のかかとを踏みつぶすこと」などの学校生活に関係の深い項目においては、いけないと思う割合が低く、「お菓子などの学校への持ち込み」は、高校生の意識が低いことが分かる。

これらのことから、学校生活における規範意識の向上を図るための具体的取組を、家庭、地域、関係機関の協力を得ながら早急に進めていくことが必要であると考え。

2 規範意識の向上に向けた取組の視点と各 学校段階における取組のポイント

(1) 規範意識の向上に向けた取組の視点

規範意識の向上に向けては、次のような視点での児童生徒の社会的自立を促進する生徒指導が求められている。

- ア 基本的な生活習慣の確立を規範意識醸成の基盤として重視すること。
- イ 人間関係づくりの力の育成及び教育相談体制の充実を図ること。
- ウ 様々なストレスの中で、自律心、自らを抑制できる力を身に付けさせること。
- エ 学校内規律の維持に向けた取組と共に、社会的ルールや責任感の習得を図ること。
- オ 発達段階に応じて、遵法意識の醸成を図ること。
- カ 懲戒処分の教育的かつ効果的な運用を図ること。

なお、指導の実践においては、全教職員の共通理解・共通実践はもちろんのこと、学校の運営方針、指導方針の内容や方法について、保護者や地域にも情報を積極的に提供し、理解と協力を得るようになることが必要である。

(2) 各学校段階に応じた取組のポイント

ア 小学校

小学校においては、基本的な生活習慣をはじめとする規範意識形成の基盤づくりに重点をおいた指導を行うことが大切である。

- 学級運営の充実
 - ・ 児童が安全に安心して学び、生活することのできる環境づくり。
 - ・ 基本的な生活習慣を中心とした自己指導能力の育成。
 - ・ 人間関係をつくる力の育成。
 - ・ 人権感覚の育成。
- 児童理解の深化
 - ・ 児童の実態把握に基づいた規範意識の内面化へのアプローチ。
- 家庭の「しつけ」との連携
 - ・ 社会的なルールやマナーについての家庭と連携した指導。

【家庭の「しつけ」との連携に視点をおいた実践例】

- ア 朝のあいさつ運動
- イ ノーチャイムデー、5分前集合
- ウ 無言清掃、時間いっぱい清掃
- エ 朝読書
- オ 「ノーテレビ」、「ノーゲーム」の日

規範意識の基盤づくりについては、学校と家庭の共通理解の基に、連携を図りながら取り組むことが重要となる。

イ 中学校

中学校においては、社会的ルールや責任感に視点をおいた指導を行うことが大切である。

- 社会的ルールや責任感の習得
 - ・ 善悪の区別ができる判断力、自分の行動に対して自分で責任をとるという社会人としての基本を学ばせるための学習。
 - ・ 法的な知識を育む学習による遵法意識の醸成。
- 情報の共有と課題解決に向けた協働的な取組
- ・ 生徒指導主任のコーディネーター機能の発揮。
- ・ 生徒個々に対するきめ細かな指導の実践
- ・ 個々の生徒が気軽に相談でき、問題行動等の早期発見、早期対応がなされるような指導体制の充実。

【社会的ルールや責任感に視点をおいた実践例】

- ア 薬物乱用防止教室等による法令等を扱った授業における指導
- イ 職場体験学習等での地域社会と連携した実践を通じた指導
- ウ 生徒会が中心となった服装、マナー遵守を呼びかける活動
- エ 校則違反に対する違反内容や回数に応じた段階的指導

指導する際は、生徒が社会的ルールの必要性と自己責任について、自分の問題としてとらえられるようにしていくことが必要である。

ウ 高等学校

高等学校においては、成人になる日が近いことを意識させながら、自己責任の重さを踏まえた自己指導能力の育成を進めることが大切である。

日ごろから「社会で許されない行為は、未成年でも許されない。」といった毅然とした指導方針を明確に示すこと

- 生徒はもちろんのこと、保護者に対しても「社会の一員」としての責任と義務を啓発していくことが必要。

生徒会活動をはじめとするあらゆる教育活動の場で、生徒自らに考えさせたり、討議させたりして自律性を高めること

- 懲戒処分を効果的に運用すること
- これまでの生徒指導の措置状況を、その方法・内容面等から再検討し、段階的指導等、校内の規定を整備していくことが必要。

【段階的指導に視点をおいた実践例】

【例1】

指導を生徒の違反行為に従い9段階に分け、指導を受けた内容及び累積回数によって指導を行うことを、事前に公表し、公正に運用した。

段階：3段階（無断欠席、服装違反等の軽微な違反）

段階：3段階（飲酒、喫煙、万引き等の法に触れる行為）

段階：3段階（傷害、薬物乱用等の重大な問題行動）

【例2】

生徒の違反行為に従いレベル別ガイドライン（レベル1～レベル5）を作成し、担任段階での注意から校長指導まで、指導する教職員も段階的に分けて指導を運用した。

上記の取組例は、「安全で規律ある学習環境」を構築するという目的の下に、小さな問題行動に対して指導基準にしたがって対応する「段階的指導（プログレッシブディシプリン）」の例である。この場合、生徒や保護者に十分周知を図った上で慎重に運用することが大切である。

3 授業における取組の実践

(1) 小学校での実践

基本的な生活習慣の育成については、なぜその生活習慣を身に付けることが大切なのかを考えさせる過程が必要である。

ここでは、ソーシャルスキルトレーニングの技法を活用した小学校第4学年におけ

る学級活動の展開例を示す。

「言葉遣いの大切さについて考えよう」

過程	主な指導の流れ
導入 (5)	<p>(1) 本時の学習の動機付けをする。 「言葉遣い」に関するアンケートの結果を示す。 自分が言葉遣いの悪さで失敗した経験を振り返らせ発表させる。 ・ その結果どうだったかについても振り返らせる。</p> <p>(2) 学習課題を確認させる。</p> <p style="text-align: center;">言葉遣いの大切さについて考えよう</p>
展開 (35)	<p>(3) 言葉遣いの悪さで相手を不愉快にする場面をロールプレイングで体験させる。 構成的グループエンカウンターショートエクササイズ（例：鏡ふき）をしてウォーミングアップを行う。 教師と指名した児童による役割演技を行う。【相手に何かを頼む場面】</p> <p style="text-align: center;">【例】ゴミ箱を取ってきてもらう。 「ゴミ箱取ってきてくれ！おい、早くしろよ！」</p> <p>ペアを組んで演技をする（それぞれの役を交代で行う）。 互いにそのときの気持ちを振り返って話し合い、振り返りシートに記入する。</p> <p style="text-align: center;">ぞんざいな言葉遣いで頼まれた時の気持ちはどうだったか。 どんな言葉だったら嫌な気持ちにならなかったらう。</p> <p>振り返りの内容を発表させ板書して整理する。</p> <p>(4) 言葉遣いでお互い気まづくなる場面は他にどんな時があるか考えさせ、発表させる。 ・ 言葉遣いを大切にするためには、どんな気持ちが必要かを考えさせる。</p> <p>(5) これまでの自分の言葉遣いに対する考え方と、授業を通して学んだ考え方を、ワークシートに整理してまとめ発表させる。</p>
終末 (5)	<p>(6) 教師がエピソードを交えてまとめる。 ・ 社会生活における「言葉遣い」の大切さを示唆する。</p> <p>(7) 個人の振り返りを行いワークシートにまとめさせる。</p> <p>(8) 次時の予告をする。</p>

(2) 中学校・高等学校での実践

中学校・高等学校における社会的ルールや責任感の習得については、生徒の自律性を育てるために、考えさせる過程が必要である。

次に中学校第3学年における特別活動（非行防止教室）での展開例を示す。

「社会ではいけないこととは何か」

過程	主な指導の流れ
導入 (5)	<p>(1) 本時の学習の動機付けをする。 「社会ではいけないこと」に関するアンケートの結果から動機付けを行う。 犯罪に関する新聞記事を掲示する。</p> <p>(2) 犯罪についての意見を聞く。</p> <p>(3) 学習課題を確認させる。</p> <p>社会ではいけないこととは何だろう</p>
展開 (40)	<p>(4) ワークシート「犯罪（非行）さがし」（ ）により個人で考えさせる。</p> <p>悪くないこととは何か。 悪いこととは何か。 犯罪（非行）とは何か。</p> <p>(5) ワークシートに書き込んだ自分の考えを基にグループで話し合わせる。 根拠を明らかにしながら自分の考えをグループ内で発表する。 互いの意見を基に、グループの意見としてまとめる。 グループの意見をクラス全体の場で発表させる。 クラス全体としての見解としてまとめる。 教師による法的根拠を含めた補説を行う。</p> <p>(6) 社会のルールについて考えさせる。 他にどんな社会のルールがあるか。 【例：法律、慣習、マナー・エチケット、道徳的な考え方など】 社会のルールが守られないとどうなるだろうか。</p> <p>(7) 本時の学習のまとめを行う。</p>
終末 (5)	<p>(8) 個人の振り返りを行いワークシートにまとめる。</p> <p>(9) 次時の予告をする。</p>

【犯罪（非行）に関する知識を育むためのワークシート例】

ワークシート「犯罪（非行）さがし」

次にあげる行動例について、「悪くないこと」、「悪いこと」、「犯罪（非行）」に分けて記入しましょう。

【行動例】

みんなが待ち並んで待っている列に、こっそり割り込む。
相手が頭にくることを言ったので殴る。
お年寄りが目の前に立ったのに、電車で席を譲らない。
高熱があったので、大切なテストを休む。
駅前に何日も放ってあったばかりの自転車を、勝手に持って帰る。
友達の万引きがうまくいくよう見張りをする。
困っていた人がいたのに、急いでいたから知らんぷりをする。
スポーツの試合で、わざとではなく相手とぶつかり、けがをさせる。
用もないのにナイフを持ち歩く。
青信号で横断していたら、急に車が曲がってきてひかれそうになる。

悪くないこと

悪いこと

犯罪（非行）になること

犯罪（非行）となること
（刑法204,208条）、（刑法254条）、（刑法253条）、（銃刀法22条・32条4号）

（國分康孝監修『非行防止エクササイズ』2001年図書文化より引用・抜粋）

規範意識の向上を図る生徒指導に関しては、学校が、家庭及び地域社会と連携して、「社会で認められないことは、学校でも認められない」、「大人自らが、範を示しながら行う毅然とした粘り強い指導こそ、子ども達の社会的自律をはぐくむ」という理念に基づいた継続的な実践を進めることが必要である。

【引用・参考文献】

- ・ 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書 - 規範意識の醸成を目指して -』平成18年5月
- ・ 文部科学省『児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）』平成18年5月
- ・ 森嶋昭伸『規範意識の育成と生徒指導』「指導と評価」2006年12月号
- ・ 國分康孝監修『非行防止エクササイズ』2001年図書文化

（教育相談課）